

# 千葉市科学館

## 指定管理者募集要項

平成23年 8月 1日

千葉市教育委員会

<目次>

1	指定管理者募集の趣旨	.....	P 2
2	募集要項等の定義	.....	P 2
3	公募の概要	.....	P 3
4	管理対象施設の概要	.....	P 4
5	指定管理者が行う業務の範囲	.....	P 6
6	市の施策等との関係	.....	P 7
7	指定管理者の公募手続	.....	P 10
8	応募に関する事項	.....	P 12
9	経理に関する事項	.....	P 16
10	審査選定	.....	P 17
11	関係法規	.....	P 19
12	その他	.....	P 19

<募集要項等に対する問合せ先>

千葉県教育委員会生涯学習部生涯学習振興課  
〒260-8730 千葉市中央区問屋町1番35号  
千葉ポートサイドタワー11階  
電話043(245)5957 FAX 043(245)5992  
Eメール shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp

## 1 指定管理者募集の趣旨

千葉市（以下「市」といいます。）では、平成19年10月20日から、千葉市科学館の管理運営に指定管理者制度を導入しています。

従来、公の施設の管理受託者については、公共団体等に限定されてきたところですが、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設されました。これは、公の施設の管理受託者を、民間の事業者に門戸を開放し、民間の事業者の有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上につなげようとするものです。

平成24年3月31日をもって、現在の指定管理者の指定期間が満了するため、次期指定管理者として、施設の効用の最大化と市民サービスの向上に意欲を有する事業者を広く募集します。

〔参考：地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2抜粋〕

第1項及び第2項（略）

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

## 2 募集要項等の定義

本募集要項は千葉市科学館の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。なお、本募集要項に下記の「管理運営の基準」と「様式集」を加えたものを、「募集要項等」と定義します。

「管理運営の基準」：市が指定管理者に要求する具体的な管理運営の基準を示すもの

「様式集」：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

### 3 公募の概要

(1) 管理対象施設

千葉市科学館（以下「本施設」という。）

(2) 指定期間

平成24年4月1日～平成29年3月31日

(3) 業務の内容

指定期間内の本施設の管理業務（詳細は「管理運営の基準」による。）

(4) 選定の手順

公募から指定管理者の指定までの手順については、以下のとおりです。

千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」といいます。

11ページ参照）における審査を経て、第1順位から第3順位までの法人等を選定し、第1順位の法人等を指定管理予定候補者として協議を行います。ただし、第1順位の法人等との交渉の過程において協議が成立しない場合は、市は第2順位、第3順位の法人等と順次協議を行います。

1	募集要項等の発表・配布	平成23年 8月 1日(月)～
2	募集要項等に関する説明会 (現地説明会を含む。)	平成23年 8月10日(水)
3	募集要項等に関する質問の受付	平成23年 8月10日(水) ～平成 8月16日(火)
4	募集要項等に関する質問の回答	平成23年 8月23日(火)(予定)
5	指定申請書の提出(締切)	平成23年 9月 1日(木) ～平成23年 9月 7日(水)
6	失格者への通知	平成23年 9月中旬(予定)
7	選定評価委員会による審査及び選定の 実施(ヒアリングについては必要に応じて実施)	平成23年10月上旬(予定)
8	選定結果の通知	平成23年10月上旬
9	仮協定の締結	平成23年10月中旬
10	指定議案の提出 (平成23年第4回定例会)	平成23年11月末
11	指定管理者の指定・協定の締結	平成24年 1月

## 4 管理対象施設の概要

### (1) 設置目的

千葉県科学館設置管理条例（平成18年千葉県条例第44号）第1条では、「本市は、科学に関する知識の普及及び啓発並びに青少年の創造力の涵養を図り、市民文化の発展に寄与するため、本施設を設置する」としています。

従って、本施設は、小・中学生を中心としながらも幅広い年齢層の市民を対象に、市民文化の向上に寄与することを使命とする社会教育施設としての役割を果たすことが期待されています。

また、本施設は公共公益施設と民間施設の複合施設〔Qiball（きぼーる）〕内に設置されており、公共公益施設として、千葉市子ども交流館（3～5階）、千葉市子育て支援館（6階）、千葉市中央保健福祉センター（11、12階）、千葉市ビジネス支援センター（13～15階）が設置されています。複合施設全体のコンセプトは「情報発信拠点及びこども・子育て支援拠点」となっており、中心市街地再開発を目的とした複合施設内の施設の一員として、交流と賑わいを生む役割も担っています。

### (2) 本施設の特徴

科学館の主要施設は、7階から10階の4フロアです。

- 7階 … エントランスホール、企画展示室、プラネタリウム室等
- 8階 … ワンダータウン：視覚・音・光・数のふしぎを科学的に楽しく研究
- 9階 … テクノタウン：暮らしを支える技術を通し、その原理をひも解く
- 10階 … ジオタウン：宇宙と地球、自然や生命のふしぎを体験

この他、各階には科学実験室・科学工作室・探究実験室等の諸室、また屋上にはコンピュータでコントロールするリモート天文台を装備しています。プラネタリウムは直径23m、座席数200の大型のものであり、高輝度恒星投影機とデジタル映像システムを備えたハイブリッド型となっています。

指定管理者には本施設において、科学をテーマにしたイベントや講座の開催など、市民のライフスタイルに科学・技術が溶け込む環境づくりを進めていただきます。

### 【科学館のコンセプト】

本施設は、日常の視点で科学を捉え、子どもから大人まで楽しめる参加体験型の科学館です。活動を支えるスタッフやボランティアによる、人から人へのコミュニケーションを大切にした「人が主役」となる科学館であり、ふとした日々の疑問や、何気なく見過ごしている現象を科学と結びつけて紹介し、来館者と気づきを共有することを目指しています。

Chiba City Museum of Science 千葉市科学館



千葉市科学館ロゴマーク

(3) 本施設の概要

所在地	千葉市中央区中央4丁目5番1号
施設規模	<p>●複合施設全体 敷地面積：7,122.28㎡（バス駐車場508.15㎡） 延べ面積：50,755.09㎡（商業棟含む） 施設構造：鉄筋鉄骨コンクリート造（地下1階・地上15階・塔屋1階建） 各階施設 （1～2階） 民間商業施設 （3～5階） 千葉市子ども交流館 （6階） 千葉市子育て支援館 （7～10階） 本施設 （11～12階） 千葉市中央保健センター （13～15階） 千葉市ビジネス支援センター 駐 車 場：共有機械式駐車場 313台収容可</p> <p>●本施設 科学館全体面積：13,066.28㎡（共用部分4,615.92㎡含む） 各階フロア諸室面積 ・地下1階フロア（354.36㎡）：備品庫 ・6階フロア（214.00㎡）：プラネタリウム機械室、備品庫 ・7階フロア（2,237.00㎡）：エントランスホール、サイエンスアート広場、企画展示室、プラネタリウム室、ミュージアムショップ、館長室、事務室 ・8階フロア（1,862.00㎡）：常設展示室(1)、科学実験室、講義室 ・9階フロア（1,869.00㎡）：常設展示室(2)、科学工作室 ・10階フロア（1,914.00㎡）：常設展示室(3)、探究実験室 ・屋上32㎡（床面積に含めず）：リモート天文台 駐 車 場：バス駐車場（大型バス専用）</p>
休館日等	<p>開館時間：午前9時から午後7時までとする。 ただし、プラネタリウム室の開館時間は午前9時から午後8時までとする。 プラネタリウム室におけるプラネタリウムの投影時間は、指定管理者があらかじめ市の承認を得て定める。 休 館 日：年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日） 科学館の施設の保守点検に要する日として市が別に定める日。 ※指定管理者は、あらかじめ市の承認を得て、上記の休館日に開館することができる。</p>

## 5 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、本施設の管理（それに付随する設備の管理を含む。）とします。（詳細は「管理運営の基準」を参照。）

### （1）指定管理者の必須業務の範囲（市からの委託料に含まれる業務）

#### ア 科学事業の実施に関する業務

- ① 基本的業務
  - ・ 広報、プロモーション業務
  - ・ 科学館、プラネタリウム発券業務
  - ・ 接客業務
  - ・ 情報管理業務
  - ・ 緊急時対応業務
- ② 展示事業
  - ・ 常設展示業務
  - ・ 企画展示業務
- ③ 教育普及事業
  - ・ 講座等運営業務
  - ・ 学校支援業務
  - ・ 研修支援業務
- ④ プラネタリウム事業
  - ・ プラネタリウム機器等管理業務
  - ・ 投影業務（一般投影業務、学習投影業務）
  - ・ 投影プログラム作成業務
  - ・ 天文普及業務
- ⑤ ボランティア事業
  - ・ 科学館ボランティア募集・育成業務
  - ・ 科学館ボランティア活動支援業務
- ⑥ 先進的 science 館連携推進事業
- ⑦ その他事業
  - ・ ミュージアムトライアングル連携事業
  - ・ リピーター対策事業
  - ・ ミュージアムショップ運営事業

#### イ 入館の制限等に関する業務

#### ウ 維持管理業務

- ① 保守管理業務
- ② 什器・備品管理業務
- ③ 科学館バス駐車場管理業務
- ④ 廃棄物処理業務

#### エ 経営管理業務

- ① 事業計画書の作成業務
- ② 事業報告書の作成業務
- ③ 管理規定・マニュアル等作成業務
- ④ 事業評価業務

- ⑤関係機関との連絡調整業務
- ⑥指定期間終了時の引継業務
- ⑦その他の業務

(2) 自主事業として行う業務の範囲（市からの委託料に含まれない業務）

ア 施設の興行の企画・誘致業務

- ①特別講座運営事業
- ②プラネタリウム特別投影事業

イ その他業務

注 「管理運営の基準」にない業務は、指定管理者自ら必要な許可等を取得し、また、市の承諾を得た上で実施することになります。

## 6 市の施策等との関係

指定管理者は、公の施設に関する業務を市に代わって行います。したがって、市の持つ施策については、市と同様に行うことが求められます。

(1) 施策理解

本施設の所有者である市の施策を理解の上、施設の管理運営及び事業を実施することを基本とします。これは、市の実施する各種事業に対し協力することはもちろん、事業を市と共催する提案を拒むものではありません。しかしながら、事業の実施や施設の維持管理について追加経費の支払を担保するものではありません。

(2) 市民との協働

本施設運営にあたっては、市民、NPO等の市民団体との協働若しくは活動の場の設定を、ボランティア育成、講座の運営委託等において配慮する必要があります。

(3) 千葉県科学都市戦略

市では、こどもから大人まで、すべての市民が、日常生活の中で科学・技術を身近に感じることができる、科学都市を創造するため、「千葉県科学都市戦略の推進」に取り組んでいます。

本施設は、千葉県科学都市戦略のキーステーションとなり、大学等研究機関、教育機関、産業界、市民団体等の連携を深め、既存事業の充実、新規事業の創出に向けた有機的なネットワークを構築していく必要があります。

① 先進的科学館連携推進事業

本施設は、独立行政法人科学技術振興機構（略称：JST）の支援事業「先進的科学館連携推進事業」に採択され、市民の科学リテラシー向上を図るための先進的な取り組みを全国に発信することが期待されます。

なお、平成24年度から平成26年度の3年間は、同機構の支援金により事業を実施することとなります

② 科学フェスタ

本施設は、先進的科学館連携推進事業のメインイベントとして、市と協力しながら



ら、総合的な科学の祭典「科学フェスタ」を開催し、市民が気軽に科学・技術に触れ合う機会を創出することが求められます。

#### (4) 賑わいの創出

科学館が設置されている「きぼーる」は、中心市街地の活性化に寄与することが期待されています。科学館としては、「ミュージアムトライアングル連携事業」の一翼を担う施設として、近隣の千葉市美術館、千葉市立郷土博物館との連携を強化して文化に触れやすく楽しめる環境づくりを図るとともに、周辺地域の商店街、団体等と積極的に協働していくことにより、中央地区の魅力向上や賑わいを生み出すことが求められています。

#### (5) 市内産業の振興

本施設の管理を行うに際し、その一部を第三者に委託し、又は請負わせる等の場合は、原則として市内業者を対象とし、必要に応じ準市内業者、市外業者と対象を拡大していくものとします。

(注) 「市内業者」＝千葉市内に本店又は主たる事務所を有する者

「準市内業者」＝千葉市内に支店・営業所等を有する者

(例) 資材購入業務、修繕業務、廃棄物処理業務

#### (6) 市内雇用への配慮

#### (7) 現在の施設職員の継続雇用への配慮

#### (8) 障害者雇用の確保

指定管理者が市の管理代行者である以上、一定の公的責任が問われます。

指定管理者は、新たに発生する雇用については、率先して千葉市民の雇用を図る必要があります。また、安定したサービスの提供から現在本施設に従事している職員が希望した場合の継続雇用について配慮する必要があります。さらに、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における事業者の義務を遵守することはもとより、5に規定する業務の実施に際して、率先して障害者雇用の促進する必要があります。

#### (9) 男女共同参画社会の推進

千葉市男女共同参画ハーモニー条例（平成14年千葉市条例第34号）では、千葉市は、すべての市民が男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指すとしています。

指定管理者にも、性別にとらわれない登用や仕事と家庭の両立支援等の積極的な取組といった、男女が働きやすい職場環境の整備が求められます。

#### (10) 環境への配慮

千葉市環境基本条例（平成6年千葉市条例第43号）では、千葉市は環境への負荷の軽減や環境の保全等に努めるとしています。

指定管理者にも、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料の利用や、環境に配慮した役務の提供等の具体的な取組が求められます。

(11) 災害時の対応

災害対応設備は、災害時にその機能を発揮できるよう、常に適切な維持を行うものとします。なお、大規模災害時には、本施設の一部が避難所等になるため（詳細は「管理運営の基準」を参照。）、その際は関係機関の指示に従っていただきます。また、募集要項等に定めていない事項についても、市の指示に従っていただきます。

## 7 指定管理者の公募手続

指定管理者の選定の手順については、3 ページにあるとおりです。

ただし、問い合わせ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く開庁日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで（以下「開庁時間等」という。）に受け付けます。

### (1) 募集要項等に関する説明会（現地説明会を含む。）

開催日：平成23年8月10日（水）

時間：午前10時00分から11時30分まで（予定）

場所：本施設講義室（8階）

集合時間：午前9時30分から、科学館7階にて受付

参加人数：各団体2名以内とします。ただし、複数の団体で共同事業体を組む場合にあっては、各構成団体につき2名以内とします。

参加申込：説明会に参加を希望する団体については、8月9日（火）午後4時までに出席する旨を問合せ先（最終ページ参照）まで、関係様式1号にて作成し、FAX又はEメールにて申込み下さい。（電話不可）

その他：

◎説明会会場での「募集要項等」の配布は行いませんので、必ず持参してください。募集要項、参加申込書等必要書類については、千葉市ホームページの生涯学習振興課のページからダウンロードしてください。アドレスは以下のとおりです。

(<http://www.city.chiba.jp/kyoiku/shogaigakushu/shogaigakushu>)

◎会場において本施設に関する詳細図面その他の資料を閲覧することができます。なお、詳細図面等については、応募書類等の提出締切日までの間、千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課において閲覧することができます。閲覧は、開庁時間等にできることとします。ただし、詳細図面の貸出はいたしません。

◎当日は受付まで直接お越しください。また、公共の交通機関をご利用ください。

### (2) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問書を以下のとおり受け付けます。（様式集参照）

なお、質問できる者は説明会参加者に限ります。（それ以外の者からの質問に対しては、回答しませんのでご了承ください。）

受付期間：平成23年8月10日（水）から8月16日（火）午後4時まで  
（上記期間内になされた質問にのみ、回答いたします。）

提出場所：問合せ先（本募集要項の末尾に記載）に同じ

提出方法：質問書の受付は、FAX又はEメールによるものとします。

### (3) 募集要項等に関する質問の回答

質問に対する回答は、千葉市ホームページの生涯学習振興課のページで行います。

(<http://www.city.chiba.jp/kyoiku/shogaigakushu/shogaigakushu>)

(質問書の書式もダウンロードできます。)

回答日：平成23年8月23日（火）（予定）

◎なお、応募期間中は、募集要項等の内容が随時変更されることがありますので、

あらかじめご了承のうえ、掲載された最新の内容をご確認ください（変更した場合は、変更したことと変更内容が分かるように明示いたします）。

（４）応募書類の提出

応募書類（１３ページ参照）を以下のとおり受け付けます。

受付期間：平成２３年９月１日（木）から９月７日（水）の開庁時間

提出場所：問合せ先に同じ

提出方法：応募書類を上記の提出場所に直接持参してください。

なお、提出方法は直接持参に限り、郵送・ＦＡＸ・Ｅメール等による提出はお断りします。また、別に定める書式以外の書類についてもお断りします。

（５）選定評価委員会による選定の実施

下記選定評価委員会において提案書を審査し、第１順位から第３順位までの法人等を選定し、最も優れた提案者を優先交渉者とします。

\* 千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会

（ア）所掌事務 指定管理予定候補者の選定に関する事項等についての審査を行います。

（イ）委員構成 財務、法務その他の学識経験を有する者等の外部委員で組織します。

（ウ）その他 選定評価委員会の会議は、千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号）第２５条（会議の公開）の規定により、原則公開で開催されますが、同条ただし書の規定に該当する場合には非公開となります。

（エ）ヒアリング 選定評価委員会の審査において、提案書の内容に不明点等がある場合は、ヒアリングを実施することがあります。

（６）選定結果の通知

選定結果は、選定行為終了後、応募者全員（共同事業体にあつては、代表企業団体）に対して速やかに文書で通知します。

また、文書発送後、応募者名、選定経緯及び選定結果は、市ホームページにより公表します。

（７）仮協定の締結

市は、第１順位の法人等と細目協議を行い、協議成立後、指定管理予定候補者として仮協定を締結します。

第１順位の法人等との交渉の過程において協議が成立しない場合は、市は、第２順位、第３順位の法人等と順次協議を行います。

なお、仮協定締結までの期間に８（４）に掲げる失格とする事項に該当することとなった場合には、仮協定を締結しません。また、仮協定の締結後に失格となる事項に該当することとなった場合には、軽微な事由と認めるときを除き、指定管理者の指定は行いません。

（８）指定議案の上程、指定管理者の指定、協定書の締結

仮協定締結後、平成２３年第４回千葉市議会定例会の議決を経て、市は指定管理予

定候補者を指定管理者として指定し、協定書を締結します（\*）。協定書の内容は、別添資料のとおりです。

なお、千葉市議会が議決しなかった場合又は否決した場合においても、応募者が本施設指定管理業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む。）、提供したノウハウの対価等については、一切補償しませんのでご了承ください。

\*協定書の締結にあたっては、その内容により印紙の貼付が必要になる場合があります。印紙の要否については、個別に税務署に確認していただくようお願いいたします。

## 8 応募に関する事項

### (1) 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

ア 法人その他の団体であること。（株式会社、任意団体等組織形態は問わない。）

イ 市から指名停止処分を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 最近1年間の市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われていないこと。

カ 平成22年8月9日付け「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」第2条第1項に規定する暴力団排除措置事由のいずれかに該当する者でないこと。

### (2) 共同事業体での応募

共同事業体（複数の企業、団体から構成される団体）での応募も可能です。共同事業体として応募する場合には、必ず代表企業・団体や責任割合を明記した書類を市に提示しなければなりません。

選定中及び選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定の締結に当たっては共同事業体の構成員すべてを協定締結当事者とします。

### (3) 重複提案の禁止

1 法人等1応募とし、複数の応募はできません。ただし、応募に係る単独団体、共同事業体の構成団体のいずれでもないことを前提に、応募者それぞれが発注する業務の委託予定先となることは可能です。

### (4) 失格

申請者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 募集要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。

イ 指定申請書に添付する収支予算書において、9（1）イに示す上限額を超える額の指定管理委託料の提案をしたとき。

- ウ 複数の事業計画書を提出したとき。
- エ 選定評価委員会の委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案について接触した事実が認められたとき。
- オ 提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- カ 提出期限までに所定の書類が提出されなかったとき。

(5) 応募書類

以下の書類を提出してください。(応募書類については、様式集を参照)

ア 指定申請書

(ア) 申請書本体 1部

千葉県科学館管理規則(平成18年千葉県教育委員会規則第7号)様式第4号により作成してください。

なお、共同事業体の場合は、共同事業体構成員表(及び責任割合がわかるもの(構成員間での契約書など))を提出してください。その際、代表企業への委任状を添付してください。

(イ) 添付資料 20部

- a 指定申請の日に属する事業年度の直近3年度における貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(それぞれの注記表を含みます)。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録
- b 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類及び法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- c 役員(代表者又は管理者の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)の名簿
- d 納税証明書
  - (a) 千葉市内に本店又は支店・営業所等を有する者
    - ・千葉市税の完納証明書
    - ・法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書
  - (b) 上記以外の者
    - ・法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書
- e 経営規模等総括表
- f 業務経歴書
- g 業務上有効な資格を持つ職員の経歴書
- h 特記事項書
- i 障害者雇用率の達成状況及び障害者雇用納付金の納付状況に関する資料

(注) 共同事業体の場合には、構成者すべてについて上記書類を添付してください。

イ 提案書 20部及び当該提案書の入った電子媒体(CD-Rに限る)

千葉県科学館管理規則第9条に定めるところにより、指定申請書に添付する指定期間に属する各年度における本施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書を別添様式集に定めるところにより作成してください。なお、手書きでの作成はご遠慮ください。

提案書の紙質等については特に指定はありませんが、様式集に示す提案書様式第

1号から第33号により作成し、両面印刷で表紙を付し目次を付けたA4縦の簡易な製本にしてください。

ウ ヒアリングを実施する場合の資料

提案書をもとに行いますので、新たな資料作成等は原則不要です。

(6) 留意事項

ア 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。

その際には、変更の旨を問合せ先までご連絡下さい。

イ 応募の取下げ

構成団体の倒産、解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届を提出してください。

提出場所：問合せ先に同じ

ウ 提案内容変更の禁止

一旦提出された書類の内容を変更することはできません。

エ 提案書の不備があった場合の採点方法

提案書が提案書様式第1号～第33号の合計の制限枚数、もしくは各様式の制限枚数を超えている場合など不備が生じている項目については、該当項目の採点・配点を行いません。

また、提案書様式以外の提案書類の提出は一切認めません。提出があった場合には、その応募を無効とする場合があります。

オ 応募書類の取扱い

(ア) 応募者が市に提出した応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、市は、指定管理者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

(イ) 提出された応募書類は、千葉市情報公開条例に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

(ウ) 以上のほか、応募書類に記載された内容は、市が支障があると判断した場合又は事項以外は、公表されるものとします。市は、選定内容の公表、市議会における議案の審査等の機会において、積極的に応募書類に記載された内容を公表することとします。

(エ) 応募者の応募時の同意を条件として、市は、応募書類の記載内容を公表する際には、応募書類に記載された応募者の利害関係情報(\*)についても、秘匿せずに公表します。

\*「利害関係情報」とは、応募者に関する情報であって、公表することにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものをいい

ます。

#### カ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。また、応募書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

#### (7) 保険

市は本施設に関し以下の保険に加入しています。指定管理者は、その分担するリスクに応じて、適切な保険に加入することとなります。

なお、その一つである施設賠償責任保険については、指定管理者特約条項を付帯し、指定管理者を記名被保険者、市が追加被保険者、利用者等を保険金請求者として加入することとします。当該保険からの保険金支払によって、被害者への損害賠償責任や市からの求償に対応することを原則とします。

※市が加入している保険

- ・市有物件建物総合損害共済
- ・全国市長会市民総合賠償補償保険

※現在の指定管理者が加入している保険

- ・施設管理者賠償責任保険
- ・火災保険（展示構造物を対象とするもの。）
- ・自動車管理者賠償責任保険（バス車体を対象とするもの。）
- ・IT業務賠償責任保険（情報漏洩限定プラン）
- ・運送保険（業務用の現金・小切手等の保管・輸送リスクに対応するため。）
- ・国内旅行傷害保険（館外活動におけるリスクに対応するため。）

#### (8) 応募の制限

応募者は、以下の要件を満たす者を構成員に含めないこととします。

ア プラネタリウム機器製作者である株式会社五藤光学研究所又は当該受託者と資本関係もしくは人的関係を有する者

#### (9) その他

ア 説明会・現地見学等、定められた機会を除き、応募のために市からの資料提供を行うことはありません。応募者は、市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

イ 市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり又は内容を提示することを禁じます。

ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・公知となっている情報
- ・第三者により合法的に入手できる情報



## 9 経理に関する事項

本施設については、利用料金制度を導入するため、指定管理者は利用者が支払う利用料金を指定管理者自らの収入とします。（自らが企画・実施する各事業の収入等についても自らの収入とすることができます。）

### (1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

#### ア 利用料金収入

千葉県科学館設置管理条例で規定する額の範囲内で、市の承認を得て定めることができます。なお、同条例第10条の減免規定の詳細な基準については、管理運営の基準を参照してください。

#### イ 指定管理委託料

利用料金制度を導入することから、適正に算出された本施設の管理運営経費の合計金額から事業提案に基づき事業が実施された場合に想定される当該利用料金収入を差し引いた額を指定管理委託料として市が指定管理者に支払うものとします。

（指定管理委託料＝管理運営経費－利用料金収入見込額－その他の収入）

<指定管理委託料の上限額について>

指定期間全体の指定管理委託料の上限額は、2,152,134千円（消費税及び地方消費税を含む。）です。応募に当たっては、上限額以内の額で指定管理委託料を提示してください（収支予算書において上限額を超える額を提示した場合は、失格とします。）。

なお、市が支払う指定管理委託料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として毎年度、市と指定管理者の協議の上、決定するものとします。

#### ウ その他の収入

「管理運営の基準」に示す条件のもと、ミュージアムショップの運営により収入を得られます。

本施設は、独立行政法人科学技術振興機構（略称：JST）の支援事業「先進的 science 館連携推進事業」に採択されており、「科学するところの伝達とはぐくみー日常的な science フォーラムの創成に向けてー」に沿った事業（※詳細は「管理運営の基準」を参照。）の実施を行うこととなります。当該事業の実施に当たっては、平成24年度から平成26年度の3年間は、同機構より年間2,000万円を上限とする支援金が付与されます。

#### エ 自主事業による収入

「管理運営の基準」に示す条件のもと、指定管理者は自らの講座・イベントの企画・誘致等の自主事業を積極的に行うことにより収入を得られます。

### (2) 管理経費（市が支払う経費に含まれるもの）

管理運営経費の算定方法の詳細は、協定にて定めます。

#### ア 人件費（退職給与引当金含む。）

#### イ 事務費（旅費、消耗品費、食料費、燃料費等）

#### ウ 管理費（施設管理費、設備機器管理費、修繕料等）

(注) 当該事業により発生する公租公課(例: 事業所税)は、協定書に別段の定めがある場合を除き、指定管理者の負担となりますので、事前に調査が必要です。

(3) 指定管理委託料の支払い

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに委託料を決定し、その委託料を協定書に定める方法により支払います。

(4) 口座の管理

指定管理者としての業務に関し発生する委託料及びその他の収入は、法人等が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

(5) 利益の還元(剰余金の取扱い)

ア 還元額

指定管理者は、毎年度、剰余金(総収入額が総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額)が生じ、剰余金が当該年度の総収入額の10%にあたる額を超える場合には、剰余金と当該年度の総収入額の10%に当たる額との差額の2分の1の額を、市に還元するものとします。

なお、決算により損失が生じた場合、市がこれを補填することはありません。

イ 還元方法

市との協議に基づき、次のいずれかの方法により還元するものとします。

(ア) 次年度以降の利用料金を減額する方法

(イ) 次年度以降の指定管理委託料を減額する方法

(ウ) 市の発行する納入通知書により市に納付する方法

## 10 審査選定

(1) 選定方法

応募内容を以下の基準により審査し、本施設を最も適切に管理することができると思われる法人等を選定します。

選定に当たっては、選定評価委員会に諮問し、その答申内容を尊重して、選定を行います。

ア 市民の平等な利用を確保するものであること。

イ 本施設の管理を安定して行う能力を有すること。

ウ 本施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

エ 本施設の効用を最大限に発揮するものであること。

オ 管理に要する経費を縮減するものであること。

カ その他市が定める基準

(2) 審査基準

指定の基準	審査項目	配点
1 市民の平等な利用を確保するものであること。	(1) 管理運営の基本的な考え方(公の施設及び指定管理者制度の理解、施設の設置目的の理解、使用許可及び使用制限等に関する	5点

	基本方針)	
2 施設の管理を安定して行う能力を有すること。	(1) 同種の施設の管理実績 (2) 団体の経営及び財務状況 (3) 管理運営の執行体制 (4) 必要な専門職員の配置 (5) 業務移行体制の整備 (6) 従業員の管理能力向上策 (7) 施設の保守管理の考え方 (8) 什器及び備品の管理等	40点
3 施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。	(1) 関係法令等の遵守 (2) リスク管理及び緊急時の対応	10点
4 施設の効用を最大限発揮するものであること。	(1) 開館時間、休館日の考え方 (2) 利用料金の設定及び減免の考え方 (3) 施設利用者への支援計画 (4) 施設の利用促進の方策 (5) モニタリングの考え方 (6) 展示事業に関する考え方 (7) 教育普及事業に関する考え方 (8) プラネタリウム事業に関する考え方 (9) ボランティア事業に関する考え方 (10) 先進的的科学館連携推進事業に関する考え方 (11) 自主事業の効果的な実施	55点
5 施設の管理に要する経費を縮減するものであること。	(1) 収入支出見積の妥当性 (2) 管理経費	40点
6 その他市が定める基準	(1) 市内産業の振興（本店等所在地） ア 応募者が市内業者である場合は5点加点 イ 応募者が準市内業者である場合は3点加点	5点
	(2) 市内業者の育成（再委託費総額に占める市内業者への再委託費の割合） ア 8割以上である場合は5点加点 イ 5割以上8割未満である場合は3点加点 ウ 2割以上5割未満である場合は1点加点	5点
	(3) 市内雇用への配慮（施設従事者に占める市内に住所を有する者の割合） ア 8割以上である場合は5点加点 イ 5割以上8割未満である場合は3点加点 ウ 2割以上5割未満である場合は1点加点	5点
	(4) 障害者雇用の確保（団体の障害者雇用率の達成度等） ア 法定雇用率を達成し、施設従事者に1名以上障害者を雇用する場合は5点加点	5点

	イ 法定雇用率を達成している場合は1点 加点 ウ 法定雇用率が未達成である場合は3点 減点 エ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1 年度分でも滞納している場合は5点減点	
	(5) 現在の施設職員の継続雇用への配慮	5点
合 計		175点

(注) 「6 その他市が定める基準」の審査項目を除き、上記の審査項目のいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外となります。

## 11 関係法規

業務を遂行する上で、以下の法令を遵守しなければなりません。

- (1) 千葉県科学館設置管理条例
- (2) 千葉県科学館管理規則
- (3) 地方自治法
- (4) 千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第40号）
- (5) 千葉県個人情報保護条例（平成17年千葉県条例第5号）
- (6) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）

その他関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。

## 12 その他

- (1) 業務の継続が困難となった場合の措置

### ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎをしていただきます。

### イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。業務の継続が不能となった場合には、双方協議の上、協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

### ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、第2順位、第3順位の法人等と、次期指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

(2) 協定書解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(3) リスク分担に対する方針

協定締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。(○が主負担、△が従負担を示します。)

種 類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	本事業に直接影響する法令等の変更	○	
業務の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可遅延	業務の実施に必要な許認可取得の遅延等 (市が取得するもの)	○	
	上記の以外の場合		○
議会の議決	指定管理者指定議案が可決されなかったことに起因するもの		○
計画変更	事業内容の変更*	○	△
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費の増大		○
施設等の損傷	事業者の責めに帰すべき場合又は修繕費用が100万円以下の場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	募集要項等、協定により定めた要求水準に不適合		○
需要変動	実施条件を超える需要変動*	○	△
	上記以外の場合		○
利用者への対応	施設の瑕疵等、施設所有者の責めに帰すべき場合	○	
	上記以外の場合		○
第三者への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害 (騒音、振動、臭気等)		○
	施設の管理瑕疵による第三者への損害		○

\* 公の施設において行う事業は、毎年度の予算や実施方針の変化により変動することがあります。その場合、指定管理者は市と協議の上、適切な範囲についてリスクを負担することがあります。

<募集要項等に対する問合せ先>  
千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課  
〒260-8730 千葉市中央区問屋町1番35号  
千葉ポートサイドタワー11階  
電話043(245)5957 FAX 043(245)5992  
Eメール [shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp](mailto:shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp)